

第7回

小諸市の自治基本条例をつくる 市民会議

テーマ

協働とは何か？ どうやって進めたらよいだろうか？

日時：平成21年1月14日(水)18時30分～ 於：コミュニティセンター 3階会議室

第7回 市民会議のプログラム

- 1．小諸市の自治基本条例策定の取組みの考え方（確認）
- 2．市民会議のテーマと開催予定
- 3．前回のおさらい
- 4．本日のワークショップの進め方

2.市民会議のテーマと開催予定

- | | | |
|-------|--|----------|
| 第1回 | 小諸市の自治について改めて考えよう | 7/9(水) |
| 第2回 | 市民の幸せのために誰が何をすべきか？
-市民・議会・市長・行政の役割とは- | 8/12(火) |
| 第3回 | 行政にはこうあってほしい(行政の責務) | 9/10(水) |
| 第4回 | 市長・議会にはこうあってほしい(市長・議員・議会の責務) | 10/8(水) |
| 第5回 | 私たち市民はなにをすべきか?(市民の責務) | 11/12(水) |
| 第6回 | 情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか | 12/10(水) |
| ▶ 第7回 | 協働とは何か? どうやって進めたらよいだろうか? | 1/14(水) |
| 第8回 | 自治についての話し合いを振り返る(議論のまとめ) | 2/10(火) |

3.前回のおさらい

第6回 市民会議

テーマ：情報公開・情報共有・情報交換は
十分になされているだろうか？



- 参加人数 21人
1班・・・10人
2班・・・11人

第6回 市民会議で行われた意見交換の要約(1)

区分	小諸市の課題	自治基本条例に加えること、 強調すべきこと
情報公開制度について	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知度が低く、一部の市民にしか活用されていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、行政に対して情報公開を請求する権利があることを理解して有効活用する責務がある ● 行政は、市民の求めに応じて情報を公開するとともに請求されなくても説明責任を果たすための情報管理を怠らない責務がある

第6回 市民会議で行われた意見交換の要約(2)

区分	小諸市の課題	自治基本条例に加えること、 強調すべきこと
情報共有について ・行政情報の提供のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政からの情報は“一方的”、“タイミングが遅い” ● 市民の無関心 ● 区未加入者には広報が配達されておらず、情報提供の不公平が生じている ● ターゲットによるメディアの使い分けの工夫が足りない ● 個人情報保護に対する過剰反応が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政は、広報を通じて市民と(双方向の)コミュニケーションを図るという意図を持つことが必要 ● メディア(紙・回覧・インターネット・無線)を使い分けてタイムリーな情報提供に努める ● 市民には、まちづくりの主体として、地域や行政の情報を共有する権利と、これらの情報を積極的に取得し、自らの問題として捉える責務がある ● 区未加入世帯にのみ郵送するのも、不公平になるため、区未加入者のデメリットとして広報が届かないこと、広報を入手できる場所を伝えることを徹底するべき

第6回 市民会議で行われた意見交換の要約(3)

区分	小諸市の課題	自治基本条例に加えること、強調すべきこと
<p>情報交換について ・行政による審議会、説明会のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 審議会などの構成員が固定化している ● 公募に応募する市民が少ない ● 幅広い市民が参加しづらい時間帯や場所になっている ● 女性が公の会議に出て発言する機会が少ない ● 参加しても、行政批判や自己主張に終始して建設的な会議を壊してしまう市民いる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は根気強く公募を募る ● 市民は様々な機会を捉えて市政に参加する責務がある ● 裁判員制度のように市政参加に強制力を持たせるか ● 多様な市民が参加しやすい工夫を徹底する ● 参加経験・意欲に乏しい市民には、会議に出て発言をする体験ができる機会を提供する ● 市政に参加する市民には良識が求められる

4.本日のワークショップ

テーマ：協働とは何か？どうやってすすめたらよいだろうか？



「協働」は、「一方的ではなく、共に創っていく」ということを意味しますが、非常に曖昧なイメージで語られる言葉です。

そのため、協働を推進する上で、職員間、職員・住民間において、その理解や解釈が異なるといった混乱が見られ、効率的に協働を推進できない状況があります。

小諸市では、協働をどのように定義し実践していくべきでしょうか？

協働とは何か？ 一般的定義と小諸市の政策から

協働の定義

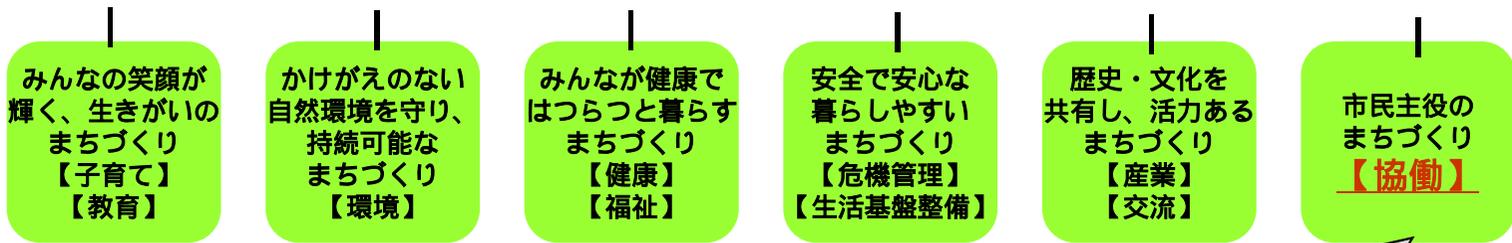
異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、それぞれの特性を活かしながら、対等の立場で協力して共に働くこと

小諸市総合計画（第4次基本構想・第8次基本計画）における“協働”の位置づけ

めざすべき将来都市像

みんなで育む 笑顔と自然が響きあうまち 小諸

～ 協働のまちづくりを基本に、豊かな自然環境を守りながら、人々が幸せを感じられる、活力のあるまちの実現をめざします～



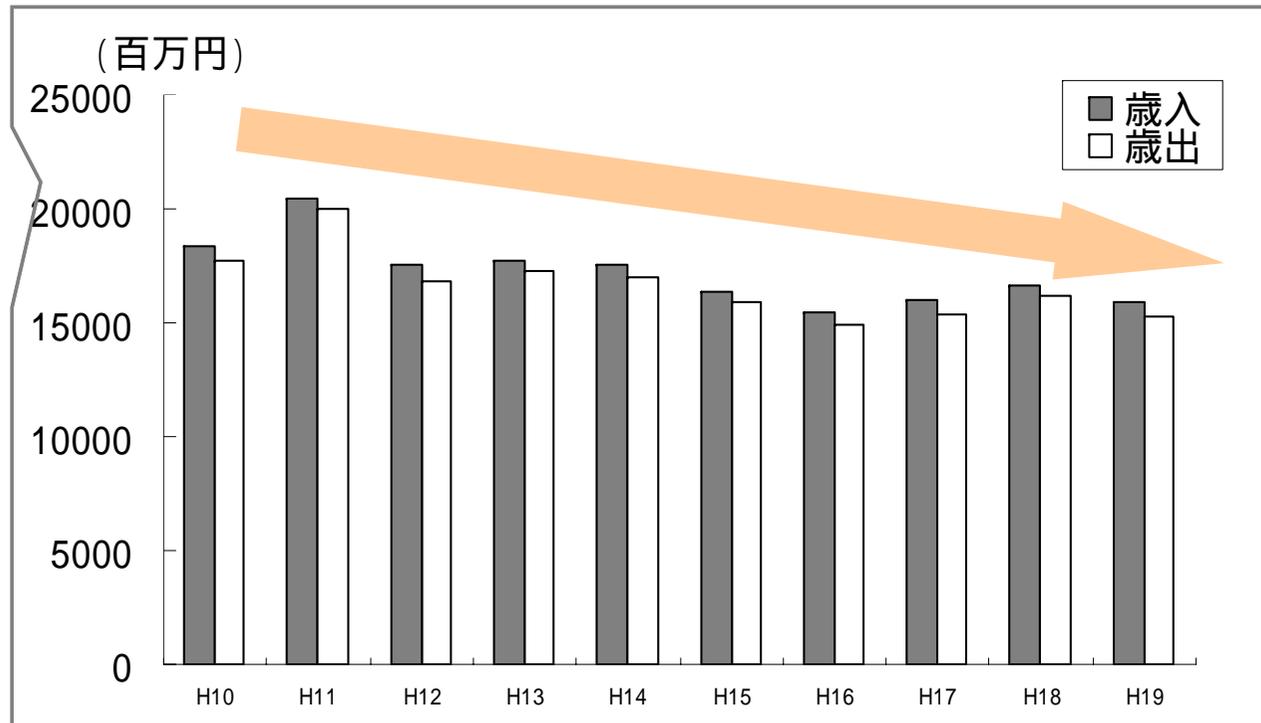
行政経営方針
<基本理念>

市民の幸せ度の向上を図るため、地域の実情と市民ニーズを把握し、市民とともに知恵を出し、汗をかく市民協働の行政経営を進めます。

- 施策
- ・市民参加型事業の推進
 - ・市民の公共的な活動の支援
 - ・市民協働を推進するための制度の確立
 - ・広報機能の強化による情報提供

協働とは何か？ 協働が求められる背景とは

協働が求められる背景 1：自治体の財政難

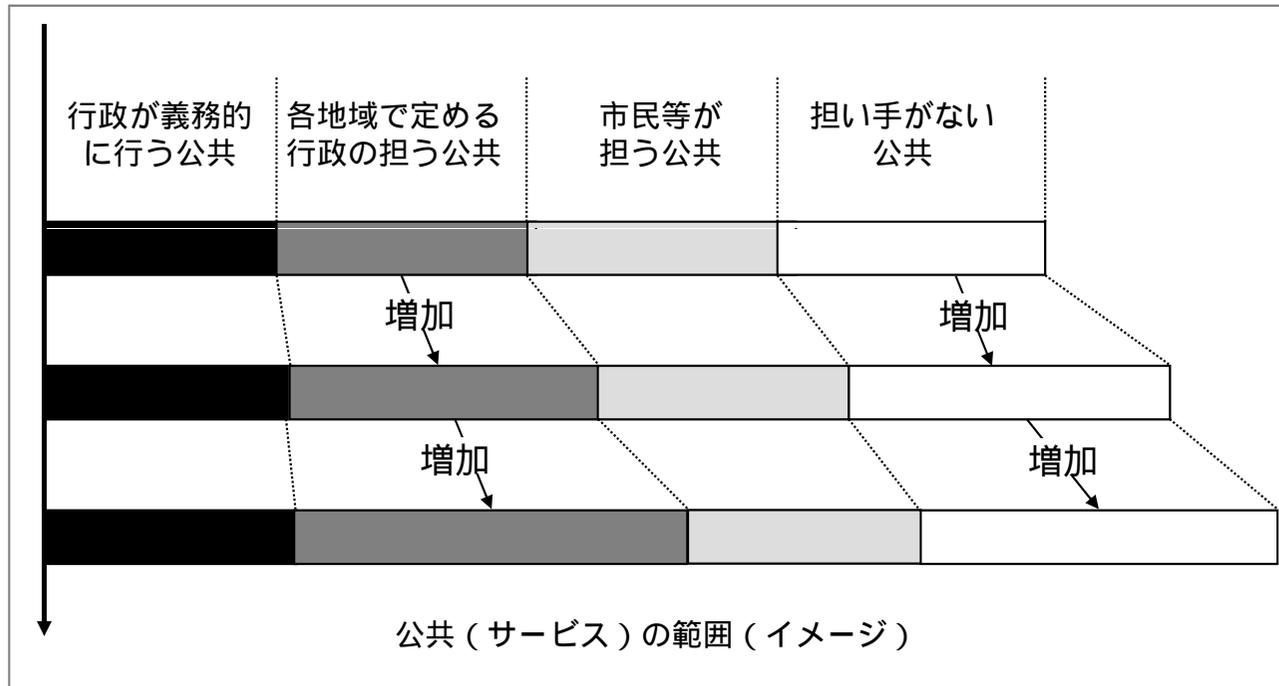


小諸市の財政状況

小諸市の財政は、平成11年度をピークに長期低落傾向にある。

協働とは何か？ 協働が求められる背景とは

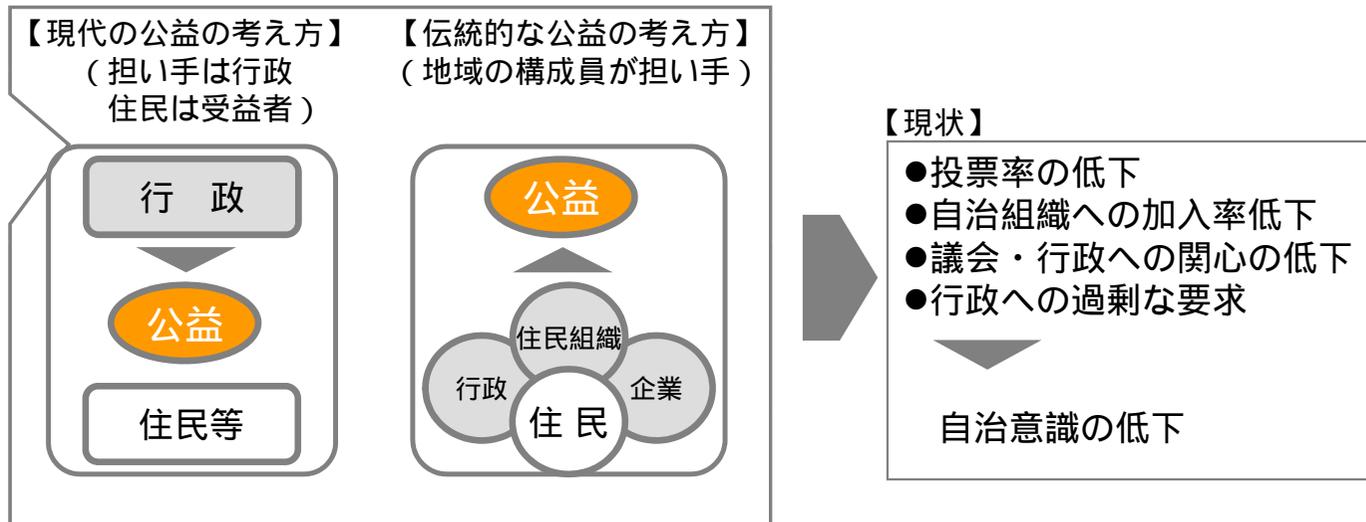
協働が求められる背景2：求められる公共（サービス）範囲の拡大



住民ニーズ、地域課題の多様化・高度化、自治活動の低迷等によって
公共（活動・サービス）に期待される範囲は拡大している

協働とは何か？ 協働が求められる背景とは

協働が求められる背景3：「公益の担い手」に対する意識

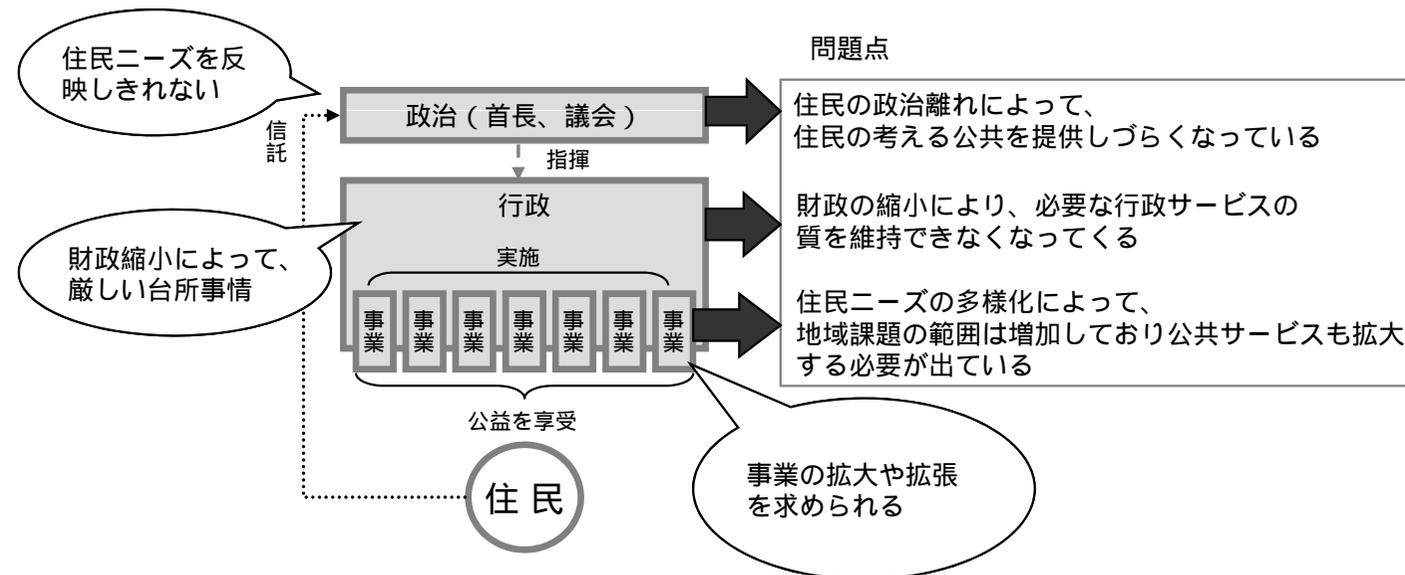


- ・ 本来的な「公益」は、住民、行政、住民組織等、企業などが互いの特性を活かし、それぞれに担うものであったが、今日の日本では、行政が「公共サービス」を提供し、住民は「お客さん」としてサービスを楽しむ構図が定着。
- ・ 公益の供給を行政に依存している状況では、住民の自治意識は低下する。

協働とは何か？ 協働が求められる背景とは

背景に見られる問題点のまとめ

住民の生活様式の変化から、住民ニーズは多様化し、必要となる公益も増加していく傾向
しかし、行政の財政は縮小している傾向が見られ、行政の提供できるサービスも縮小せざるを得なくなっている
さらに、住民の自治意識は低下し、政治参加意識も高まらない中で、住民の考える公益を政治(首長、議会)が
提供できにくくなっている状況がある。



問題点のまとめ：住民ニーズの多様化、財政の縮小、自治意識の低下によって、住民の享受できる公益は、縮小または質の低下を招く可能性がある。

そこで“協働”が求められ(見直され)始めた・・・

協働の意義と協働のタイプ

協働する意義

効果的・効率的に公共的な問題が解決される

・協働は手段であって、目的ではない



中長期的には、様々な主体が協働することによって、自治意識が高まる (高く維持される)

・事例「栄村:実践的住民自治」(意思表示だけでなく、行政の執行過程に住民が直接参加する形)

・田直し、道直し、下駄ばきヘルパー制度等

協働のパターン

A.行政主導(都合)型の協働

財政縮小・行政効率化

(市民との協働)

- ・夕張市の成人式、行政情報連絡網
- (事業者との協働)
- ・公共施設の指定管理者による運営

きめ細か・専門的なサービスの提供

- ・NPO法人による専門サービス
- ・民生児童委員による地域福祉活動

B.市民主導型の協働

身近な地域課題の解決

(生活上の必要に基づくもの)

- ・子育てサロン・サークルの活動
- ・区、自治会の活動

より快適で潤いのある生活環境づくり

(楽しみながら地域の役に立つ活動)

- ・小布施オープンガーデン
- ・読み聞かせボランティア

タイプ別 協働の推進方法は？

A.行政主導（都合）型の協働

財政縮小・行政効率化

（行政が直接行わない事業に市民が協力するもの）

(1)夕張市の成人式（2008年1月）

- ・毎年成人式に出されていた補助金60万円が財政難により1万円に。
- ・実行委員会の努力と市内外のカンパ（市内21万円、市外230万円）により費用を確保し、結局、30万円程度で成人式が行われた。

(2)行政情報連絡網

- ・小諸市の広報物は、行政情報連絡網によって、区加入世帯へ届けられている。このことにより郵送費用を削減できている。

（行政が直接行わない事業を事業者が行うもの）

(3)公共施設の指定管理者による運営

- ・小諸市は、民間事業者のノウハウを活かした運営費用のコストダウンと効果的な運営・サービス提供のため、2005年から市内公共施設に指定管理者制度を導入している。市ボランティアセンターを市社会福祉協議会、市総合体育館を市体育協会、野岸の丘共同作業所をNPO法人ウィズハートさくがそれぞれ管理している。

これらの協働のタイプごとに
どのような課題があり、
そのため、どのようなルールを
設ける必要があるか？

タイプ別 協働の推進方法は？

A.行政主導（都合）型の協働

きめ細か・専門的なサービスの提供

（行政ができないサービスや活動をNPO法人や市民に期待するもの）

(1)NPO法人による専門サービス

- ・2006年、市民・行政・大学研究室などから構成されるNPO法人小諸街並み研究会が、専門性を見込まれて、市から委託を受け、「駅・大手門周辺まちづくり整備」に関する歴史資源の調査やアイデア会議（ワークショップ）を開催し、とりまとめを行なった。

(2)民生児童委員による地域福祉活動

- ・小諸市には、約100名の民生・児童委員があり、疾病や心身障害、児童・母子家庭、高齢者など生活上のさまざまな問題で困っている方などの相談や助言・指導に当たっている。このうち、8名は主任児童委員として、虐待、不登校などの山積する子どもの問題について専門的に担当し、児童福祉機関や民生・児童委員との連絡調整にあたっている。

これらの協働のタイプごとにどのような課題があり、そのために、どのようなルールを設ける必要があるか？

タイプ別 協働の推進方法は？

B.市民主導型の協働

身近な地域課題の解決

(生活上の必要に基づくもので行政と組むことで効果
があがるもの)

(1)子育てサロン・サークル活動

- ・地域を拠点に、子育ての当事者など地域住民が、多様な活動を通じて、子育てを楽しむ仲間づくりを行う支え合いの活動。活動の参加者は、子育ての当事者で、運営の担い手は、子育ての当事者のほか、ボランティア、地域の関係機関の職員や社協職員など多様。孤立しがちな子育て中の母親が他の親子と交流したり、子育てに必要な情報を得ることなどができる。

(2)区・自治会の活動

- ・区や自治会は、自らの生活の向上のために様々な活動を行っている。例えば、地域の一斉清掃・ごみステーションの管理などの生活環境の美化、盆踊りや敬老事業・青少年の健全育成事業など地域住民の交流を図る活動、さらには活動の拠点となる集会場の維持管理など、市民生活に直結した取り組みなど。市は、区や自治会の連合会活動の活動や集会所の整備、修繕に助成するなど、区・自治会の活動を支援している。

これらの協働のタイプごとに
どのような課題があり、
そのため、どのようなルールを
設ける必要があるか？

タイプ別 協働の推進方法は？

B.市民主導型の協働

より快適で潤いのある生活環境づくり

(市民が楽しみながら行う活動で市の協力により活性化
化する活動)

(1)小布施オープンガーデン

- ・小布施町では花を活かしたまちづくりを進めている。その一環として、町に登録した一般家庭や商店、学校、寺院などの自慢の庭を一般観光客に公開する“オープンガーデン”を行っており、住民が楽しみながら、心をこめてつくった庭に、町内外から大勢の人が見学に訪れている。町は、参加家庭の庭を写真入りで紹介する「小布施オープンガーデンブック」を2万部作成・配布している。

(2)読み聞かせボランティア

- ・学校や幼稚園、図書館や児童館などで子どもたちに対して行うもの。病院やお年寄りのいるホームなどで行うもの。広いホールや舞台のあるスペースでおこなうものなど、様々な場所、様々な対象に対して行う読み聞かせ活動。図書館や児童施設などが拠点となることで、多くの年代のボランティアが活発に活動でき、読書の楽しさや本を読む習慣づくりの提供を行っている。

これらの協働のタイプごとに
どのような課題があり、
そのため、どのようなルールを
設ける必要があるか？

ワークショップの検討内容

今回のワークショップでは、共通のイメージを持つことの難しい“協働”の意義やパターンを確認することで、小諸市における“協働”を明確にするための検討を行います。

また、協働のパターンごとに、協働を良い形で今後も継続・発展させるために、どのような課題があり、どのようなルール作りが必要かについても意見交換を行います。

テーマ：協働とは何か？どうやってすすめたらよいだろうか？

検討1

- ・協働の意義
- ・協働のパターン

について、小諸市の
実状にあわせて考える

検討2

協働のパターンごとに
以下について考える。

- ・今後、継続・発展させるための課題
- ・設定が必要なルール



参考

他自治体の協働支援条例：NPO法を補完する協働・支援の憲法

目的

- 市民参加、市民協働の推進（狛江市）
- NPO等の活動並びに協働の推進（杉並区）
- 社会貢献活動の応援（留萌市）

最終的には
住みよいまちづくり

支援する対象の定義

- 市民公益活動・NPO活動・ボランティア活動・新しい公共等、様々な表現がなされているが、どれも「営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（横浜市）」を指している。

協働の基本理念・基本原則

- 相互に尊重・対等の関係（犬山市）
- 行政側からの支援にあたって
「自主性・自律性の尊重（箕面市・横須賀市）」

参考

他自治体の協働支援条例：NPO法を補完する協働・支援の憲法

市民の役割

- 市民公益活動に関心を持ち、理解する（箕面市・大口町・呉市）
- その理解の結果として、積極的に参加し、非営利公益市民活動に様々な形で協力する（横須賀市・犬山市・羽咋市）

協力は、強要されるものでも義務でもなく、個人の自発性による

市民活動団体の責務

- 基本理念にもとづきながら（箕面市）
- 社会的責任を自覚しながら（仙台市・池田市）
- 特性を活かしながら（横浜市） 活動を行う
- 会費や資金の助成者等への説明責任を果たす（犬山市・石巻市）
- 市の施策・まちづくりへの参画（鳥取市・鯖江市）
- 他の活動団体との連携（杉並区・鯖江市）
- 助成金の使途や成果を市や行政に説明する（犬山市）

参考

他自治体の協働支援条例：NPO法を補完する協働・支援の憲法

事業者の責務

- 従業員に対する啓発及び従業員が市民公益活動に参加する場合の支援（鯖江市）

市の役割・責務

- 市民公益活動に関する知識の普及、意識の啓発（板橋区・大口町）
- 職員に対する啓発・研修（横須賀市・浜松市）
- 情報の提供・公開（横須賀市・大和市）
- 市民公益活動が活発に行われる環境の整備（藤沢市・横浜市）
- 施策や計画への参加の促進（犬山市・大和市）
- NPO等を助成した場合は、報告を求め、必要な措置を講じる（宮崎市）

参加・参入機会

- 市政への参加（大和市・浜松市など） 政策提案能力に期待
- 市が行う業務への参加（箕面市など） 専門的なサービスに期待

タイムテーブル

本日のWSのテーマ：
「協働とは何か？ どうやって進めたらよいだろうか？」

・ 協働の意義
・ 協働のパターン

・ 今後、協働を継続・発展
させるための課題
・ 設定が必要なルール



タイムスケジュール	時間	
ワークショップ(小グループでの意見交換)	19:10 ~ 20:20	70分
各グループの討議結果の報告と全体まとめ	20:20 ~ 20:30	10分
閉会	20:30	